

令和7年度日進市6次産業化 支援事業補助金 公募要領

応募受付期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年1月30日

日進市 都市産業部 産業観光課

電話 0561-76-7366 FAX 0561-73-1821

Mail sangyo@city.nisshin.lg.jp

目次

1	目的	2
2	募集内容.....	2
	(1)対象者	2
	(2)対象事業	2
3	補助金の概要	2
4	交付予定事業数	3
5	事業の実施期間.....	3
6	応募方法.....	3
	(1)受付期間及び提出方法.....	3
	(2)申請に必要な書類.....	4
7	審査及び交付決定.....	4
	(1)審査方法	4
	(2)審査基準	4
	(3)交付の決定.....	4
8	事業実績報告、補助金の交付	5
	(1)事業実績報告	5
	(2)補助金の額の確定.....	5
	(3)補助金の請求.....	5
9	留意事項.....	5

1 目的

日進市6次産業化支援事業補助金は、日進市6次産業化支援事業補助金交付要綱（令和3年日進市要綱第22号。以下「要綱」という。）に基づき、6次産業化による新商品開発及び販路開拓を支援するため、農業者、中小企業者等に対し、日進市が予算の範囲内において交付することを目的としています。

2 募集内容

（1）対象者

次の①～③のいずれにも該当する者としてします。

- ① 農業者、中小企業者等
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

※定義

- ・農業者 日進市内で農業（畜産業を含む。以下同じ。）を営む者若しくはこれらの者で組織する団体又は日進市内で農業を営む農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。
- ・中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で市内に事務所を有するもの、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人で市内に事務所を有するもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。
- ・6次産業化 次のいずれかの取組をいう。
 - ア 農業者及び中小企業者等が連携し、互いの経営資源を有効に活用し、商品開発又は販路開拓を行う取組
 - イ 農業者が自ら生産した農産物を活用し、商品開発、加工又は販売を実施する取組
 - ウ 中小企業者等が農業者の生産した農産物を活用し、商品開発、加工又は販売を実施する取組

（2）対象事業

対象者が行う事業で、「3 補助金の概要」に掲げる事業とします。

ただし、当該補助対象経費に対して国、他の地方公共団体その他の機関から補助金等が交付され、又は交付されることが見込まれる場合は、当該補助金等を控除して算出した額を補助対象経費とします。

3 補助金の概要

事業名称	事業内容
新商品開発事業	6次産業化により新商品、新サービス等の研究開発を行う事業
販路開拓事業	6次産業化により開発した新商品、新サービス等の商談を目的とした展示会出展若しくは企業訪問又は新たな流通経路の開発を行う事業

事業名称	補助対象経費	補助金の額	備考
新商品開発事業	原材料費、消耗品費、機械装置等借上費、外注加工費、専門家謝礼、開発費（技術コンサルタント料、デザイン料、システム開発費、試作費、実験費、設計費等）、知的財産権の取得に要する経費、マーケットリサーチ費その他事業に必要であると市長が認める経費	10万円を限度とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）	1事業1年度につき、1回のみ。
販路開拓事業	広告宣伝費（宣伝資材の作成費、ホームページ作成費等）、展示会出展費（出展料、運搬費、宣伝用ビラ・ポスター・リーフレット作成費、展示用什器費等）その他事業に必要であると市長が認める経費		

- ※1 事業に直接必要な経費として明確に区分できるもので、当該年度の4月1日以降に発注、購入、契約等を行い、当該年度内に完了可能な事業であり、かつ証拠書類によって補助対象金額が確認できる経費を対象とします。
- ※2 補助金の交付決定を受けた事業について、翌年度以降に同一の補助対象事業について申請があった場合は補助の対象としません。

4 交付予定事業数

3事業程度

5 事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から、令和8年2月27日までとします。

6 応募方法

(1) 受付期間及び提出方法

期間	令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで
時間	午前9時00分から午後5時00分まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
場所	産業観光課（日進市役所北庁舎1階）
方法	直接持参（郵送不可）
部数	1部（片面印刷）、クリップ止め ※ホチキス止めはしないでください。

(2) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。様式については、産業観光課窓口、市ホームページで入手できます。

- ① 日進市6次産業化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 日進市6次産業化支援事業計画書（第2号様式）
- ③ 日進市6次産業化支援事業補助金収支予算書（第3号様式）
- ④ 日進市6次産業化支援事業補助金法人等概要書（第4号様式）
- ⑤ 日進市6次産業化支援事業補助金交付申請にかかる誓約書（第5号様式）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

7 審査及び交付決定

(1) 審査方法

交付申請書の受理後、審査要領に基づき遅滞なく書類審査を実施し、予算の範囲内で順次交付の適否を決定します。

(2) 審査基準

① 新商品開発事業

審査項目	内容
(ア) 実現可能性	実施体制、事業計画、スケジュール等から商品化が可能である。
(イ) 継続性・発展性	事業実施後の事業展開の継続性・発展性が見込まれる。
(ウ) 新規性・独創性	事業内容に類似性がなく、新規性・独創性のある商品開発となっている。
(エ) 効率性・有効性	効果的な手法である。事業対象に対して適切なコストである。
(オ) 市への貢献度	開発する商品等が、市の魅力（観光・特産品など）や知名度の向上につながる。また、地域農業の活性化につながる。

② 販路開拓事業

審査項目	内容
(ア) 妥当性	事業の目指す成果が妥当であり、その実現が期待できる。
(イ) 市場性	新商品等に市場ニーズがある。また、今後の事業活動による販路拡大が期待できる。
(ウ) 市への貢献度	事業内容が、市の魅力（観光・特産品など）や知名度の向上につながる。

※なお、交付決定事業は事業完了後、その内容、進捗状況等に応じて、ふるさと納税返礼品に登録するなど、市や農畜産資源の魅力や知名度の向上に貢献していただきます。

(3) 交付の決定

交付の適否の決定後は、遅滞なく日進市6次産業化支援事業補助金補助金交付・不交付決定通知書（第6号様式）により通知します。

8 事業実績報告、補助金の交付

(1) 事業実績報告

補助事業の完了した日から30日以内または令和8年2月27日（金）のいずれか早い期日までに、次の書類を産業観光課へ提出してください。

- ① 日進市6次産業化支援事業補助金実績報告書（第9号様式）
- ② 日進市6次産業化支援事業実績書（第10号様式）
- ③ 日進市6次産業化支援事業収支決算書（第11号様式）
- ④ 領収書等支払いを証する書類等（領収書、通帳）の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助金の額の確定

実績報告書等の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、日進市6次産業化支援事業補助金確定通知書（第12号様式）により通知します。

(3) 補助金の請求

確定通知書を受けたのち、日進市6次産業化支援事業補助金交付請求書（第13号様式）を提出してください。市は、請求書を受領後、速やかに補助金を交付します。

(4) 補助金の交付決定の取消し

次のいずれかに当てはまるときは、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消すことがあります。

- ① 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- ② 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付手続きに関し不正行為があったとき。
- ③ 補助金の交付に関し、必要な書類等を提出しないとき。
- ④ その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

9 留意事項

- (1) 事業の申請、実施等においては、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号）及び要綱の規定を遵守してください。
- (2) 事業の内容・事業費等に変更が生じる場合や、補助事業を中止するときは、速やかに産業観光課に報告のうえ、日進市6次産業化支援事業補助金補助事業変更・廃止（中止）申請書（第7号様式）を市長に提出し、承認を受けてください。
- (3) 提出書類の作成及び提出等に必要な費用は申請者の負担となります。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 補助金に係る収支の分かる帳簿及び証拠書類等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年間保管してください。
- (6) 提出された書類等については、個人情報その他非公開情報を除き、公開します。

問い合わせ先

日進市 都市産業部 産業観光課

TEL 0561-76-7366 FAX 0561-73-1821

MAIL sangyo@city.nisshin.lg.jp